

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部改正について

1 経緯

国が大規模太陽電池発電所※を「環境影響評価法（法アセス）」の対象としたことを踏まえ、本県も、法アセス対象規模未満の太陽電池発電所※について、「岡山県環境影響評価等に関する条例（条例アセス）」の対象事業に追加するため、同条例施行規則の一部改正を行った（令和元年7月26日公布）。

※電気事業法第48条第1項の規定に基づく工事計画の届出が必要となる事業用発電所の区分において、太陽光発電所は「太陽電池発電所」と規定されており、法アセスにおいても同様に「太陽電池発電所」として対象事業に追加されている。

【法アセスの概要】

規模要件：発電出力
対象規模：第1種事業（=例外なくアセスを実施）→4万kW以上（事業区域面積100ha相当）
：第2種事業（=アセス実施を個別判断）→3万kW以上（第1種の75%規模）
改正時期：令和元年7月5日に改正政令を公布、令和2年4月1日施行予定

2 条例施行規則改正の内容

（1）対象規模

土地の区画形質の変更を行う区域の面積又は樹木の伐採等を行う区域の面積が20ha以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業、土地の区画形質の変更を行う区域の面積又は樹木の伐採等を行う区域の面積が20ha以上増加する太陽電池発電所の変更の工事の事業

（2）施行日 令和2年4月1日

（3）経過措置

改正規則の施行日前に、次に掲げる規定による許可を受け又は届出をしているものについては適用除外とする。

- 1 森林法第10条の2第1項の許可
- 2 農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可
- 3 宅地造成等規制法第8条の許可
- 4 電気事業法第48条第1項の規定による届出
- 5 岡山県県土保全条例第5条第1項の許可
- 6 岡山県太陽光発電所の安全な導入を促進する条例第5条第1項ただし書（同条第9項及び同条例附則第3項において準用する場合を含む。）の許可

3 今後の予定

令和2年1月～ 岡山県環境影響評価技術指針改正（国の主務省令改正の動向を踏まえて改正）
令和2年4月1日 施行

＜参考＞ 技術指針改正の方向性

- ・国に準じて、以下の環境要素を定める。
大気質，騒音・振動，水質，地形・地質，反射光，動植物，景観，廃棄物
- ・事業者は、この各要素を勘案して、地域特性等を踏まえ、評価する項目を選定する。
- ・「地形・地質」の要素には、「土地の安定性」も含む。
- ・「廃棄物」の要素には、「FIT期間満了後のパネルの撤去・廃棄」も含む。

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則新旧対照表

		別表（第二条関係）	
		事業の種類	一～四略
六 略		要 件	新
	<p>五　条例第二条 第二号ホに掲 げる事業の種 類</p> <p>イ～ニ略</p> <p>ホ　太陽電池発電所の設置の工事の事業（土地 の区画形質の変更を行う区域の面積（以下「 土地の区画形質変更の面積」という。）又は 樹木の伐採等を行う区域の面積（以下「樹木 の伐採等の面積」という。）が二十ヘクタ ル以上であるものに限る。）</p> <p>ヘ　太陽電池発電所の変更の工事の事業（土地 の区画形質変更の面積又は樹木の伐採等の面 積が二十ヘクタール以上増加するものに限る ト～リ略　。）</p>		

		別表（第二条関係）	
		事業の種類	一～四略
六 略		要 件	旧
	<p>五　条例第二条 第二号ホに掲 げる事業の種 類</p> <p>イ～ニ略</p> <p>ホ　太陽電池発電所の設置の工事の事業（土地 の区画形質変更の面積（以下「 土地の区画形質変更の面積」という。）又は 樹木の伐採等を行う区域の面積（以下「樹木 の伐採等の面積」という。）が二十ヘクタ ル以上であるものに限る。）</p> <p>ヘ　太陽電池発電所の変更の工事の事業（土地 の区画形質変更の面積又は樹木の伐採等の面 積が二十ヘクタール以上増加するものに限る ホ～ト略　。）</p>		

七 条例第二条

第二号トに掲
げる事業の種

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条

第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分の用に供される場所（以下「埋立処分場所」という。）の面積（二以上の埋立処分場所を併せて設置する場合には、それらの合計の面積。以下同じ。）が五ヘクタール以上又は土地の区画形質変更の面積が十ヘクタール以上であるものに限る。）

口々二略

八 条例第二条

第二号チに掲
げる事業の種

イ 略

ロ 工場立地法第二条第三項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（五の項ホ及びヘに該当するものを除く。ハにおいて同じ。）の新設の事業（土地の区画形質変更の面積が五十ヘクタール（特別地域を含む区域において行われるものにあっては、十ヘクタール）以上であるもの（条例の規定により造成に係る環境影響評価が行われた工場立地において行われるものを行われるものを除く。）又は排出ガス（大気汚

七 条例第二条

第二号トに掲
げる事業の種

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条

第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分の用に供される場所（以下「埋立処分場所」という。）の面積（二以上の埋立処分場所を併せて設置する場合には、それらの合計の面積。以下同じ。）が五ヘクタール以上又は土地の区画形質の変更を行う区域の面積（以下「土地の区画形質変更の面積」という。）が十ヘクタール以上であるものに限る。）

口々二略

八 条例第二条

第二号チに掲
げる事業の種

イ 略

ロ 工場立地法第二条第三項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（電気供給業に属する発電所で太陽光を電気に変換するものを除く。ハにおいて同じ。）の新設の事業（土地の区画形質変更の面積が五十ヘクタール（特別地域を含む区域において行われるものにあっては、十ヘクタール）以上であるもの（条例の規定により造成に係る環境影響評価が行われた工場立地において行われるものを行われるものを除く。）又は排出ガス（大気汚

種類 掲げる事業の 十一 条例第二 イ・ロ略 条第二号ルに ハスキー場、公園（都市計画法第四条第十一 項に規定する第二種特定工作物、都市公園法 (昭和三十一年法律第七十九号) 第二条第一 項に規定する都市公園、自然公園法（昭和三	九・十略 八略 の他の用途でその用途に供することにより、 汚濁負荷量が増加しないものに供された水を 除く。以下同じ。）の量が一万立方メートル 以上であるものに限る。）	染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第 二条第二項に規定するばい煙発生施設から排 出される排出ガスであつて、専ら水分の乾燥 用その他の用途でその用途に供することによ り大気汚染に係る物質が増大しないものに供 された空気を除く。以下同じ。）の量が温度 が零度で圧力が一気圧の状態に換算して十万 立方メートル毎時以上若しくは一日当たりの 平均的な排出水（水質汚濁防止法（昭和四十 五年法律第百三十八号）第二条第六項に規定 する排出水であつて、専ら冷却用、減圧用そ の他の用途でその用途に供することにより、 汚濁負荷量が増加しないものに供された水を 除く。以下同じ。）の量が一万立方メートル 以上であるものに限る。）

種類 掲げる事業の 十一 条例第二 イ・ロ略 条第二号ルに ハスキー場、公園（都市計画法第四条第十一 項に規定する第二種特定工作物、都市公園法 (昭和三十一年法律第七十九号) 第二条第一 項に規定する都市公園、自然公園法（昭和三	九・十略 八略 の他の用途でその用途に供することにより、 汚濁負荷量が増加しないものに供された水を 除く。以下同じ。）の量が一万立方メートル 以上であるものに限る。）	。）又は排出ガス（大気汚染防止法（昭和四 十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定 するばい煙発生施設から排出される排出ガス であつて、専ら水分の乾燥用その他の用途で その用途に供することにより大気汚染に係る 物質が増大しないものに供された空気を除く 。以下同じ。）の量が温度が零度で圧力が一 気圧の状態に換算して十万立方メートル毎時 以上若しくは一日当たりの平均的な排出水（ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三 八号）第二条第六項に規定する排出水であつ て、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその 用途に供することにより、汚濁負荷量が増加 しないものに供された水を除く。以下同じ。 ）の量が一万立方メートル以上であるものに 限る。）

備考
略

十二～十六略

十二年法律第百六十一号) 第二条第六号に規定する公園事業によるもの及び岡山県立自然公園条例(昭和四十八年岡山県条例第三十四号) 第二条第二号に規定する公園事業によるものを除く。ニにおいて同じ。) 又はキャンプ場(これらと一体となつて整備される施設を含む。ニにおいて同じ。) の新設の事業(土地の区画形質変更の面積又は樹木の伐採等の面積が十ヘクタール以上であるものに限る。)

二 スキー場、公園又はキャンプ場の増設の事業(土地の区画形質変更の面積又は樹木の伐採等の面積が十ヘクタール以上増加するものに限る。)

備考
略

十二～十六略

十二年法律第百六十一号) 第二条第六号に規定する公園事業によるもの及び岡山県立自然公園条例(昭和四十八年岡山県条例第三十四号) 第二条第二号に規定する公園事業によるものを除く。ニにおいて同じ。) 又はキャンプ場(これらと一体となつて整備される施設を含む。ニにおいて同じ。) の新設の事業(土地の区画形質変更の面積又は樹木の伐採等を行なう区域の面積が十ヘクタール以上あるものに限る。)

二 スキー場、公園又はキャンプ場の増設の事業(土地の区画形質変更の面積又は樹木の伐採等を行なう区域の面積が十ヘクタール以上増加するものに限る。)